

令和7年度 矢作川総合南部地区
南部幹線水路監督補助業務

特別仕様書

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考
(適用範囲) 第1条	<p>令和7年度矢作川総合南部地区南部幹線水路監督補助業務(以下「本業務」という。)の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。</p>	
(目的) 第2条	<p>本業務は、矢作川総合南部地区における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助業務を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。</p>	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第3条	<p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合。</p> <p>③ その他、業務計画書に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合。</p> <p>④ 業務成果品のミス、不備 等</p>	
(管理技術者) 第4条	<p>管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。</p> <p>なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年(短大卒18年、高卒23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。</p>	

項 目	内 容			備 考																					
<p>(現場技術員) 第5条</p> <p>(配置予定技術者の確認) 第6条</p> <p>(保険加入) 第7条</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 286 778 324">資格</th> <th data-bbox="778 286 970 324">技術部門</th> <th data-bbox="970 286 1252 324">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 324 778 398">技術士</td> <td data-bbox="778 324 970 398">総合技術監理</td> <td data-bbox="970 324 1252 398">農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 398 778 472"></td> <td data-bbox="778 398 970 472">農業</td> <td data-bbox="970 398 1252 472">農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 472 778 510">博士</td> <td data-bbox="778 472 970 510">農学</td> <td data-bbox="970 472 1252 510"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 510 778 548">農業土木技術管理士</td> <td data-bbox="778 510 970 548"></td> <td data-bbox="970 510 1252 548"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 548 778 586">1級土木施工管理技士</td> <td data-bbox="778 548 970 586"></td> <td data-bbox="970 548 1252 586"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 586 778 660">シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td data-bbox="778 586 970 660">農業土木</td> <td data-bbox="970 586 1252 660"></td> </tr> </tbody> </table>			資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学		農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		農業土木技術管理士			1級土木施工管理技士			シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木		
	資格	技術部門	選択科目																						
	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学																						
		農業	農業土木 農業農村工学																						
	博士	農学																							
	農業土木技術管理士																								
	1級土木施工管理技士																								
	シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木																							
	<p>現場技術員の技術者区分、配置人数及び資格は次のいずれかの者とする。</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 828 721 913">技術者区分</th> <th data-bbox="721 828 817 913">配置人数</th> <th data-bbox="817 828 1252 913">資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 913 721 1339">現場技術員 (C)</td> <td data-bbox="721 913 817 1339">2人</td> <td data-bbox="817 913 1252 1339"> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補（農業部門） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 </td> </tr> </tbody> </table>			技術者区分	配置人数	資格	現場技術員 (C)	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補（農業部門） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 																
技術者区分	配置人数	資格																							
現場技術員 (C)	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・技術士補（農業部門） ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 																							
<p>共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p>																									
<p>(1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。</p>																									
<p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																									
<p>受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p>																									

項 目	内 容	備 考												
(適用する図書) 第 8 条	<p>また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="470 504 1257 593"> <tr> <td>名称</td> <td>制定 (改定) 年月</td> </tr> <tr> <td>土木工事等の契約図書</td> <td>—</td> </tr> </table>	名称	制定 (改定) 年月	土木工事等の契約図書	—									
名称	制定 (改定) 年月													
土木工事等の契約図書	—													
(工事の概要) 第 9 条	<p>業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="470 716 1257 1064"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>工事場所</th> <th>工期 (予定)</th> <th>工種・概略数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部幹線水路 芦谷工区その 2 工事</td> <td>愛知県 額田郡 幸田町</td> <td>R7.4~R8.2</td> <td>管水路工事 DCIP φ900 L=77m</td> </tr> <tr> <td>南部幹線水路 桐山工区その 1 工事 (仮称)</td> <td>愛知県 額田郡 幸田町</td> <td>R7.6~R8.2</td> <td>管水路工事 DCIP φ800 L=355m</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事場所	工期 (予定)	工種・概略数量等	南部幹線水路 芦谷工区その 2 工事	愛知県 額田郡 幸田町	R7.4~R8.2	管水路工事 DCIP φ900 L=77m	南部幹線水路 桐山工区その 1 工事 (仮称)	愛知県 額田郡 幸田町	R7.6~R8.2	管水路工事 DCIP φ800 L=355m	
工事名	工事場所	工期 (予定)	工種・概略数量等											
南部幹線水路 芦谷工区その 2 工事	愛知県 額田郡 幸田町	R7.4~R8.2	管水路工事 DCIP φ900 L=77m											
南部幹線水路 桐山工区その 1 工事 (仮称)	愛知県 額田郡 幸田町	R7.6~R8.2	管水路工事 DCIP φ800 L=355m											
(業務場所) 第 10 条	<p>業務場所は、矢作川総合第二期農業水利事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。</p> <p>設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議のうえ、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p>													
(履行期間) 第 11 条	<p>業務期間は次のとおりとする。</p> <p>令和 7 年 4 月 18 日～令和 8 年 2 月 27 日</p>													
(業務内容) 第 12 条	<p>本業務に従事する現場技術員は現場技術員 (C) とし、その業務内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務 2) 監督に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務 													

項 目	内 容	備 考
<p>(作業上の留意事項) 第 13 条</p> <p>(打合せ) 第 14 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務 <p>3) 関係機関等との協議に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的資料の作成に関する業務 <p>4) 事業実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的資料の作成に関する業務 <p>(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。</p> <p>(2) 通勤用及び本業務に使用する自動車等及び駐車場の確保は、受注者において行うものとする。</p> <p>(3) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。</p> <p>なお、原則として機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。</p> <p>業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>(4) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議のうえ、その仕様について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。</p> <p>(5) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には、庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。</p> <p>なお、貸与物件については、別途仕様貸借申請書を監督職員に提出するものとする。</p> <p>(6) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。</p> <p>共通仕様書最 1 - 5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。</p> <p>なお、業務を適切かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(成果物) 第 15 条</p> <p>(成果物の提出先) 第 16 条</p> <p>(契約変更) 第 17 条</p> <p>(定めなき事項) 第 18 条</p>	<p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打ち合わせを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>成果物の提出は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務実施報告書 1式 (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式 (3) その他必要な資料 1式</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県安城市大東町 22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所</p> <p>(1) 第9条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。 (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。 (3) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。 (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。 (5) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (6) 第15条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (7) その他</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	